

## 税制上の優遇措置について【個人の場合】

公益社団法人愛知県緑化推進委員会は、愛知県知事から、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号（公益の増進に著しく寄与する法人）に該当する「公益社団法人」に認定されています。

「緑の募金」に寄附することにより、個人の場合は「所得控除」または「税額控除」、の優遇措置を受けることができます。

なお、県及び市町村が条例で定めた寄附金については個人住民税の寄附金控除があります。（愛知県及び名古屋市は指定済みで、その他の市町村は別紙のとおりです。）

### ● 優 遇 措 置 の 内 容 ●

○所得税では、ア・イのいずれか有利な方を選択できます。

ア 所得控除の場合

$$\text{寄附金控除額} = (\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除の場合

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$$

※寄附金合計額は年間所得金額の 40%、税額控除額は所得税額の 25%が限度です。

○個人住民税については、条例の指定状況により 4 %又は 1 0 %が適用されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times [(4\% (\text{県民税}) + 6\% (\text{市町村民税})]$$

※寄附金額は年間所得金額の 30%が限度です。

税の優遇措置を受ける場合は、当委員会が発行する「領収書」、「税額控除に係る証明書の写真」を添付し確定申告を行ってください。

なお、申告手続きの内容につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

**【公益社団法人又は公益財団法人への寄附金】**  
**個人市町村民税の寄附金控除に係る愛知県内の市町村の条例指定の状況**

	市町村名	条例指定の対象	問い合わせ先			市町村名	条例指定の対象	問い合わせ先	
			担当課	電話				担当課	電話
1	名古屋市	市内に事務所その他活動の拠点を有するもので市長が告示したもの	税制課	052-972-2333	28	岩倉市	県と同一	税務課	0587-38-5806
2	豊橋市	県と同一	市民税課	0532-51-2197	29	豊明市	県と同一	税務課	0562-92-1118
3	岡崎市	県と同一	市民税課	0564-23-6027	30	日進市	県と同一	税務課	0561-73-4094
4	一宮市	県と同一	市民税課	0586-28-8963	31	田原市	県と同一	税務課	0531-23-3509
5	瀬戸市	市内に事務所等を有するもの	税務課	0561-88-2571	32	愛西市	県と同一	税務課	0567-26-8111
6	半田市	県と同一	税務課	0569-21-3111	33	清須市	条例指定なし	税務課	052-400-2911
7	春日井市	市内に事務所等を有するもの	市民税課	0568-85-6092	34	北名古屋	条例指定なし	税務課	0568-23-6111
8	豊川市	県と同一	市民税課	0533-89-2129	35	弥富市	県と同一	税務課	0567-65-1111
9	津島市	県と同一	税務課	0567-24-1111	36	みよし市	県と同一	税務課	0561-32-8003
10	碧南市	県と同一	税務課	0566-41-3311	37	あま市	県と同一	税務課	052-444-0509
11	刈谷市	市内に事務所等を有するもの	税務課	0566-62-1205	38	長久手市	県と同一	税務課	0561-63-1111
12	豊田市	市内に事務所等を有するもの又は県内に主たる事務所を有するもの	市民税課	0565-34-6617	39	東郷町	県と同一	税務課	0561-38-3111
13	安城市	県と同一	市民税課	0566-76-1111	40	豊山町	条例指定なし	税務課	0568-28-2434
14	西尾市	県と同一	税務課	0563-56-2111	41	大口町	県と同一	税務課	0587-95-1111
15	蒲郡市	県と同一	税務収納課	0533-66-1116	42	扶桑町	県と同一	税務課	0587-93-1111
16	犬山市	県と同一	税務課	0568-61-1800	43	大治町	県と同一	税務課	052-444-2711
17	常滑市	県内に事務所を有するもの	税務課	0569-35-5111	44	蟹江町	県と同一	税務課	0567-95-1111
18	江南市	県と同一	税務課	0587-54-1111	45	飛島村	県と同一	税務課	0567-52-1231
19	小牧市	県と同一	市民税課	0568-76-1114	46	阿久比町	県と同一	税務課	0569-48-1111
20	稲沢市	県と同一	課税課	0587-32-1111	47	東浦町	県と同一	税務課	0562-83-3111
21	新城市	県と同一	税務課	0536-23-7615	48	南知多町	県と同一	税務課	0569-65-0711
22	東海市	県と同一	税務課	052-603-2211	49	美浜町	県と同一	税務課	0569-82-1111
23	大府市	市内に事務所等を有するもの	税務課	0562-45-6217	50	武豊町	県と同一	税務課	0569-72-1111
24	知多市	県と同一	税務課	0562-33-3151	51	幸田町	県と同一	税務課	0564-62-1111
25	知立市	県と同一	税務課	0566-83-1111	52	設楽町	県と同一	税務課	0536-62-0511
26	尾張旭市	県と同一	税務課	0561-53-2111	53	東栄町	県と同一	総務課	0536-76-0501
27	高浜市	県と同一	税務グループ	0566-52-1111	54	豊根村	県と同一	住民課	0536-85-1311

- 注1 「県と同一」は、愛知県と同一の基準(愛知県内に主たる事務所を有するもの)で条例指定をしている市町村です。  
 2 名古屋市を除き、指定を受けるに当たって寄附金受領団体から申請書の提出が必要な市町村はありません。  
 3 ご不明な点につきましては、各市町村担当課にお問い合わせ下さい。